

概要

- 個人情報法等の一部改正法において番号法第29条の4（漏えい等の委員会への報告）が改正されたことに伴い、委員会規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）で定める特定個人情報の漏えい等の報告規定を改正するもの。

改正方針

- 規則改正にあたっては、改正番号法と改正個人情報法の規定ぶりが同じ（個人情報法22条の2と番号法29条の4）であるため、個人情報の漏えい等の報告方法との統一も念頭に、原則、個人情報法の規定と同様の規定とする。

改正案の概要

1. 報告対象

① 漏えい等の「おそれ」を追加

改正番号法において「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」と改正されたこと及び個人情報法も漏えい等の「おそれ」が生じた場合を報告対象に含めることを踏まえ、漏えい等の「おそれ」が生じた場合も報告対象に含める。

② 本人通知義務の新設

本人通知義務が新設されたことに伴い、本人通知事項等を定める。

2. 報告方法（個人情報と特定個人情報の漏えい等報告の統一を図るため、以下の規定を追加・変更する。）

① 漏えい等報告の時間的制限規定の新設・報告事項規定の追加

漏えい等報告において速報・確報の2段階の報告の時間的制限を定める、個人情報法と統一的な報告事項を追加する。

② 委託先から委託元への通知方法の変更

委託元と委託先の双方が特定個人情報を取扱っているときは、原則として、双方が報告義務を負う。

一方で、委託先が委託元である個人番号利用事務等実施者に当該事態が発生した旨を通知したときは、委託先から委員会への報告義務を免除する。

改正番号法に関連する規則の整備に向けた論点について

現行規則

○現行規則第2条第2号

次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

改正方針

個人情報においては、大規模な漏えい等の基準を千人とすることを検討しているが、番号法においては、現状の「百人を超える事態」のままとしたい。

改正方針の理由

- 個人情報と特定個人情報の取扱いについて求められる安全管理措置は、基本的に差異はないが、利用範囲に制限のない個人情報と比べ、特定個人情報は利用範囲が「税・社会保障・災害対策」に限定されており、特定個人情報を取り扱う場面・量とも限られている。

(例) 令和2年度における、ある事業者の漏えい事案では、個人情報約38,000件、マイナンバー約380件が漏えい

- 事業者による重大な事態の報告は、漏えい等した特定個人情報に係る人数が千人以下のものが12件と大半を占めている(右表)。
事業者による、重大な事態に該当しない漏えい等の報告は努力義務であり、仮に重大な事態の基準を千人とすると、報告が大幅に減少する懸念がある。

表 重大な事態の件数 (H27~R2上半期)

	千人以下	千人越	総計
行政機関	1	1(1)	2(1)
地方公共団体	5	18(14)	23(14)
事業者	12	2	14
総計	18	21(15)	39(15)

※ () は無許諾再委託事案の件数

- 上記のとおり、当委員会への番号法の報告基準を、個人情報の報告基準に統一すると、従来報告されていたような事案の把握ができなくなるなど、当委員会の適正な監視監督業務に支障が出る懸念があることから、現状の基準(百人)を維持することとしたい。